

バナー広告要領

1. 定義

1.1 バナー広告

Web上に画像を貼り、広告主のサイトにリンクするものをいう。

1.2 ホームページ

以下で述べるホームページは、一般社団法人プラズマ・核融合学会(以下本学会という)の管理するサーバー上にあるインターネットWebコンテンツ、およびそれからリンクされていて本学会の管理の範囲にあるWebコンテンツとする。

2. 本学会ホームページ上に掲載するバナー広告に関する規定

2.1 バナー広告に対する本学会の責任

本学会は、ホームページに掲載されたバナー広告のリンク先内容について一切の責任を負わないものとする。

2.2 バナー広告の内容に関する制限

バナー広告に表示される画像およびリンク先のWebコンテンツが以下のいずれかと判断されるものについては掲載しない。

- ① 責任の所在が不明確なもの
- ② 事実でもないのに本学会が広告主を支持、またはその商品やサービスなどを推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの
- ③ 投機、射幸心を著しくあおる表現のもの
- ④ 社会的秩序を乱す次のような表現あるいはコンテンツ
 - (ア) 暴力・とばく・麻薬・売春などの行為を肯定、美化するもの
 - (イ) 醜悪・残虐・猟奇的で不快感を与えるおそれがあるもの
 - (ウ) 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの
 - (エ) その他、風紀を乱したり、犯罪を誘発する恐れのあるもの
- ⑤ 非科学的または迷信に類するもので、ユーザーを迷わせたり、不安を与える恐れがあるもの
- ⑥ 名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損、業務妨害となるおそれがあるもの
- ⑦ 他者の氏名、写真、談話、および商標、著作権などを無断で使用したもの
- ⑧ 詐欺的なもの、またはいわゆる不良商法とみなされるもの
- ⑨ その他、本学会が不適切と判断したもの

2.3 バナー広告掲載に関わる取り決め 本学会ホームページに掲載するバナー広告に関する技術的要件および掲載ページ等については、別途定めるバナー広告の取り決めの通りとする。

2.4 掲載料と契約期間

掲載料と契約期間については、別途定めるバナー広告の取り決めの通りとする。

2.5 バナー広告受付と掲載可否の審議に関する流れ

- ① バナー広告掲載希望の受付は、本学会事務局が行い、広報委員長へ上申する。
- ② 掲載希望のあったバナー広告の掲載可否の審議は、広報委員長が所轄し、必要に応じて常務理事、会長に諮る。
- ③ 広報委員長は、掲載可否の審議結果を事務局へ通知する。
- ④ 事務局は、広告主の担当者に電子メールで掲載可否及び掲載料金支払いに係る情報を連絡するとともに、掲載可の場合、必要資料・情報(掲載料請求先、掲載イメージファイル、リンク先URL、代替テキスト情報)の送付を依頼する。
- ⑤ 掲載料の支払を確認後、掲載を開始する。

3. 本規定の改定等

本規定の改定等は、広報委員長が起案するものとする。